

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月14日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☒ 知事 ☐ 市区町村長等
2. 都道府県名	熊本県
3. 市区町村名	人吉市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.hitoyoshi.lg.jp/q/aview/36/8548.html

執行機関名 人吉市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	人吉市子ども医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第4の項 人吉市子ども医療費助成に関する条例(平成11年人吉市条例第23号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	人吉市子ども医療費助成に関する条例(平成11年人吉市条例第23号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やか</u> に生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその <u>生活を保障</u> され、 <u>愛護</u> されなければならない	第1条 この条例は、 <u>子どもの疾病の早期治療を促進し、その健康の保持及び健全な育成と子育て支援を図るため、子どもの医療費の一部負担金に対して助成</u> することについて必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		人吉市子ども医療費助成に関する条例(平成11年人吉市条例第23号)